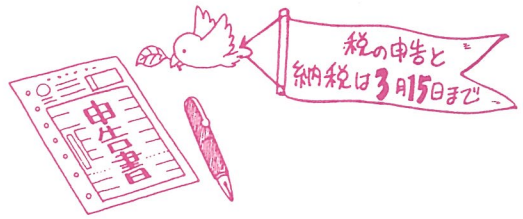


申告は 正しくお早めに



▲ 期限間際になりますと大変混雑します

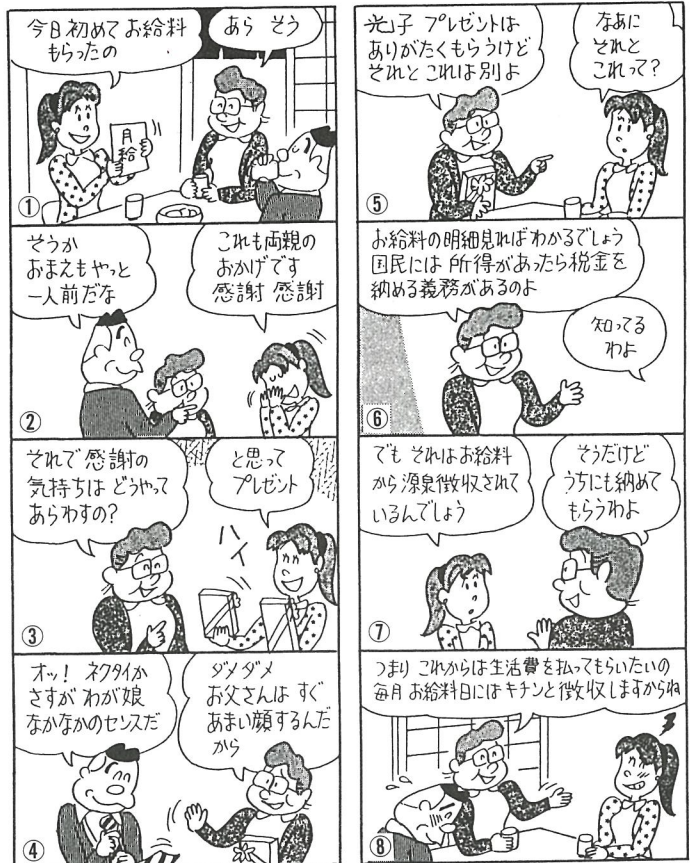
税金は、みなさんが安心して生活していくための、道路・教育・警察・消防などの公共サービスに使われます。この税金の基になる申告時期を迎え、申告にあたっての改正、注意点を紹介します。

所得税・住民税の申告は3月15日まで

町では2月16日から3月15日まで税の申告相談を行います。申告書が届きましたら、収入の有無にかかわらず必ず申告書を提出してください。

この申告は平成5年中の所得を申告するもので、平成5年分の所得税、平成6年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎となる。

私たちの生活と税金



書の発行に必要な資料となります。

日時・会場

2月16日(水)～28日(月)
役場税務課
3月1日(火)～15日(火)
役場第1・2会議室
午前9時～午後4時
(土・日曜日は除く)

持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は収支金額や必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳などと償却資産関係のわかるもの
- 障害者手帳
- 国民健康保険証
- 印かん
- その他申告に必要なもの

- お勤めの方は源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 生命保険料及び個人年金支払証明書
- 損害保険料支払証明書
- 小規模企業共済掛金支払証明書

- 提出はできるだけお早めにお済ませください。

長塚 平山公恵さん(園芸業)



* 47年から青色で申告。記帳は夜になってしまいました。が週に1回は心掛けています。今年から記帳も変わったので、講習会には必ず出席しています。記帳も税理士さんに見ていただき今年も2月16日の提出を心がけて頑張っています。